

平成20年4月1日制定

平成21年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成26年10月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

[保健福祉部保健福祉総務課]

(目的)

第1条 この要綱は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等が長期にわたり海外に居住することを余儀なくされたため、言葉、生活習慣等の相違により、地域社会で生活していく上で様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、これらの者が安心して地域生活を送れるよう、自立支援通訳及び自立指導員（以下「自立支援通訳等」という。）を派遣し、通訳、助言、指導等を行うことにより、これらの者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中国残留邦人等 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 親族等 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号。以下「省令」という。）第10条に規定する親族等をいう。
- (3) 自立支援通訳 日本語での会話に不自由な中国残留邦人等及びその親族等のために医療機関等での受診、関係行政機関からの助言、指導及び援助等が円滑に行われるよう、市が派遣する通訳を行う者をいう。
- (4) 自立指導員 中国残留邦人等のために日常生活上の諸問題に関する相談、助言及び指導、市区町村等の公的機関への連絡及び付き添い等を行う市が派遣する者をいう。
- (5) 永住帰国者等 第1号及び第2号に規定する者であって、永住を目的として本邦に帰国したものをいう。
- (6) 一時帰国者 第1号に規定する者であって、本邦に一時帰国したものをいう。

(派遣対象)

第3条 自立支援通訳の派遣対象は、次に掲げる者の属する世帯とする。

- (1) 永住帰国者等であって、市の区域内に居住するもの
- (2) 一時帰国者であって、市の区域内に居住するもの

2 自立指導員の派遣対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 永住帰国者等の属する世帯（以下「永住帰国者世帯」という。）
- (2) その他市長が派遣が必要と認めるもの

(委嘱)

第4条 自立支援通訳等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから、市長が委嘱するものとする。

- (1) 中国残留邦人等に深い関心と理解を持ち、この事業に積極的に協力すると認められるこ

と。

(2) 中国語又はロシア語が理解でき、中国語又はロシア語と日本語との通訳の能力を有すると認められること。ただし、日本語指導を担当する自立指導員については、この限りでない。

(3) 心身ともに健全であること。

(任期)

第5条 自立支援通訳等の任期は、会計年度単位で1年以内とする。ただし、更新することができる。

(業務内容)

第6条 自立支援通訳は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 永住帰国者等が医療機関で受診する場合の通訳

(2) 永住帰国者等が福祉事務所等の関係行政機関から、助言、指導又は援助を受ける場合の通訳

(3) 永住帰国者等が次に掲げる事項について学校に相談する場合の通訳

ア 小学校、中学校又は高等学校に通学する親族等の学校生活上生じた問題

イ 中学校に通学する親族等の進路

(4) 永住帰国者等が次に掲げる介護保険制度に係る手続き等をする場合の通訳

ア 要介護認定の申請

イ 介護サービス計画の作成

ウ 介護サービスの利用（要介護3から要介護5までの認定区分に該当している場合に限る。以下同じ。）

(5) 一時帰国者が省令第3条第1号に規定する親族の訪問のために法第17条第1項に規定する一時帰国旅費の支給を受け一時帰国した場合の通訳

(6) その他市長が必要と認める場合の通訳

2 自立指導員は、保健福祉部保健福祉総務課の指示により、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 永住帰国者等の日常生活等の諸問題に関する相談に応じ、必要な助言又は指導を行うこと。

(2) 行政機関その他公的機関と緊密な連絡を保ち、必要に応じて永住帰国者等をこれらの窓口に行き添って仲介するとともに、必要な意見を述べること。

(3) 永住帰国者等に対する日本語の指導並びに日本語教室等日本語補講についての相談及び手続きの介助を行うこと。

(4) 職業訓練施設で受講している永住帰国者等の諸問題に関する相談に応じ、必要な助言又は指導を行うとともに、円滑かつ効果的な職業訓練が行われるよう援護措置を講じ、もって技能習得後の雇用安定が図られるよう配慮すること。

(派遣区域)

第7条 自立支援通訳等の派遣を行う区域は、市の区域内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(派遣の要請)

第8条 自立支援通訳等の派遣を希望するものは、派遣を必要とする日の5日前までに、口頭、書面等により場所及び時間を指定し、市長に派遣を要請しなければならない。ただし、病気、

事故等で緊急を要する場合は、この限りでない。

(派遣の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による派遣の要請があった場合は、第6条第1項に規定する業務内容に適合するか審査の上、速やかに派遣の適否を決定するものとする。この場合において、要請の内容及び派遣の適否は、自立支援通訳等派遣依頼簿（第1号様式）に記載するものとする。

2 市長は、派遣することを決定したときは、派遣する自立支援通訳等を選定し、自立支援通訳等派遣依頼書（第2号様式）により、派遣する自立支援通訳等に業務を依頼するものとする。

3 市長は、前項の規定により派遣を決定した自立支援通訳等の氏名並びに派遣する場所及び時間を、派遣を要請したものに通告するものとする。

4 市長は、派遣しないことを決定したときは、その旨を、派遣を要請したものに理由を付して通告するものとする。

(留意事項)

第10条 自立支援通訳等は、業務を行うに当たっては、中国残留邦人等の人格を尊重するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 自立支援通訳等は、業務を行うに当たっては、保健福祉部保健福祉総務課と緊密な連絡を保たなければならない。

(報告)

第11条 自立支援通訳は、業務を行った日の属する月の翌月10日までに自立支援通訳業務完了報告書（第3号様式）により、業務状況を市長に報告しなければならない。

2 自立指導員は、業務完了後速やかに自立指導員業務完了報告書（第4号様式）により、業務状況を市長に報告しなければならない。

(手当等)

第12条 自立支援通訳等の手当、旅費等は、別表のとおりとする。

(解嘱)

第13条 市長は、自立支援通訳等が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委嘱期間中であってもその委嘱を解くことができる。

(1) 精神又は身体に著しい障害が生じたため、業務に支障があり、又は業務に耐えられないと認めた場合

(2) 自立支援通訳等としてふさわしくない行為があったと認めた場合

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

区分	支給対象	支給額	備考
手当	自立支援通訳	1日当たり 6,500 円。 ただし、業務時間が3時間未満の場合は、 3,250 円とする。	業務を行った日の属する月の翌月に支払うものとする。
	自立指導員	1日当たり 7,200 円	業務を行った日の属する月の翌月に支払うものとする。
活動推進費	自立指導員	年額 26,800 円	<p>1 委嘱した年度の3月に支払うものとする。ただし、任期途中で解嘱した者にあつては、解嘱した月の翌月までに支払うものとする。</p> <p>2 任期途中で解嘱した者に支給する活動推進費は、次の算式で算出された額とする。この場合において、解嘱した月を勤務月数に加え、100 円未満の端数がある場合は、これを四捨五入するものとする。</p> <p>26,800円×委嘱月数（活動推進費を支払う月に属する年度における委嘱をした月数）÷12月＝支給額</p>
旅費	自立支援通訳 自立指導員	郡山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 42 年郡山市条例第 69 号）第5条の規定を準用する。	業務を行った日の属する月の翌月に支払うものとする。

第2号様式（第9条関係）

自立支援通訳等依頼書

年 月 日

様

郡山市長

印

中国残留邦人等 氏 名			
業務対象者氏名		中国残留邦人 等との続柄	
業務先	名称		
	住所		
業務日時	年	月	日 時 分 ~ 時 分
業務内容			

第3号様式（第11条関係）

No. _____

自立支援通訳業務完了報告書

自立支援通訳氏名 [_____]

印]

No.	中国残留邦人等氏名	業務対象者氏名	帰国者との続柄	業務先	業務年月日 平成 年 月 日	業務報告内容				
						業務開始時間	業務終了時間	業務時間数	業務内容	今後の派遣の必要性
1					平成 年 月 日	:	:	:		有 無
	※住 所							※配偶者氏名		
2					平成 年 月 日	:	:	:		有 無
	※住 所							※配偶者氏名		
3					平成 年 月 日	:	:	:		有 無
	※住 所							※配偶者氏名		
4					平成 年 月 日	:	:	:		有 無
	※住 所							※配偶者氏名		
5					平成 年 月 日	:	:	:		有 無
	※住 所							※配偶者氏名		

備考 ※欄は、初めて担当する相手方の場合及び住所等に変更があった場合に記載してください。

第4号様式（第11条関係）

自立指導員業務完了報告書（ 年 月分）

自立指導員氏名〔 ⑩ 〕

永住帰国者等 氏 名			
指導対象者氏名		帰国者 との続柄	
訪 問 先		同行者	
訪 問 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分		
指 導 等 の 内 容			
※ 地域生活支援プログラム → 参加中 ・ 新たに参加 ・ 参加しない			